

ハイライト:

- ・平成13年7月1日入居分から住宅ローン控除制度が変わります！
- ・住宅取得のため親や祖父母から550万円までのお金をもらった場合、税金がかかりません！（但し一生で一度限りです）
- ・平成13年4月から雇用保険制度が変わります！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
平成13年度税制改正案の概要	1
平成13年4月から の雇用保険改正について	2

ご挨拶

まだまだ寒い日が続きますが、桜の開花予想も出され、春も近いと思われる昨今です。

平成13年度税制改正に関してはただいま国会審議中であり、法案決定もまもなくとなっております。今号では改正の中でもみなさまの生活に関係してくる項目について主に取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なさらずご意見を伺わせてください。よろしくお願いいたします。

公認会計士・AFP 中村元彦

公認会計士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



平成13年度税制改正案の概要

みなさまに関係するものとしては、大きく分けて

住宅税制、金融関係税制、相続・贈与税、土地税制
があげられるかと思えます。

住宅税制

・新住宅ローン減税の創設

平成13年7月1日から平成15年3月31日までに居住の用に供した場合、住宅借入金の年末残高5千円万円以下の部分につき10年間、その1%が税額控除されます。現在の制度と比較してどのような差が出るかについては、次号で詳しくご説明いたします。

・住宅取得資金を受けた場合の贈与税の非課税限度額を550万円(現行300万円)に引き上げ、一定の増改築及び買換えの費用に充てるための金銭の贈与についても適用対象に追加されます。

・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除と住宅ローン控除との制度併用適用期限を3

中村公認会計士事務所

埼玉県浦和市常盤

1 - 5 - 22 - 803

電話 048 (834) 1598

Fax 048 (834) 1594

Email nakamura-

cpa@jcom.home.ne.jp

年延長し、平成15年12月31日までとなります。

金融関係税制

・株式譲渡益についての申告分離課税への一本化が平成15年3月31日まで延期されます。その間は源泉分離課税の選択が可能です。

相続・贈与税

・贈与税の基礎控除の金額が当分の間110万円(現行60万円)に拡大されます。

・相続税の小規模宅地等の特例が拡充され、特定事業用宅地等の特例適用対象面積を400㎡(現行330㎡)、特定居住用宅地等の特例適用対象面積を240㎡(現行200㎡)に拡大します。

土地税制

・個人が保有期間5年超の土地を売却して利益が出た場合、適用される税率が地方税と併せて26%という税率軽減措置について平成15年12月31日まで適用期限延長されます。

ホームページもご覧下さい(新装準備中)
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

平成13年4月からの雇用保険改正について

求職中の給付日数や育児休業・介護休業給付の給付率が変更されたりと大幅に変わります。その他にも以下の変更点があります。

雇用保険料率の改訂

・現行の11.5/1,000が15.5/1,000(事業主負担9.5/1,000、被保険者負担6/1,000)に変わります。

教育訓練給付金の拡充

・第2号で取り上げた教育訓練給付金の上限が20万円から30万円へ引き上げられます。但しか
かった費用の8割が30万円以下の場合、その金額となります。



* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。